

## **[事案 2023-338] 損害賠償請求**

・令和6年10月16日 裁定終了

### **<事案の概要>**

担当者の不適切な行為を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年6月に契約した認知症保険について、令和5年5月に入院一時金特約等を減額し、生存給付金特約等を解約した。しかし、生存給付金特約を解約したために、同年6月に受領できたはずの生存給付金を受け取ることができなくなったことから、生存給付金相当額を損害賠償してほしい。また、同年5月から令和6年3月（本裁定手続の受理日）までの既払込保険料相当額を損害賠償してほしい。

### **<保険会社の主張>**

契約内容変更は申立人からの希望で行ったものであり、担当者は申立人に変更内容を説明していること等から、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約内容変更時の経緯等を確認するため、申立人代理人および担当者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。